

第2章 計画の方針と目標

1. 計画の基本理念

本市は、北部に秩父山地から岬状にのびる加治丘陵、南部に島状の狭山丘陵、東西に流れる入間川、霞川、不老川をはじめとする河川、中央の武蔵野台地には広大な茶畑や平地林など、多様で豊かな緑があります。これらの緑は、地域の人々の暮らしや産業を支えるとともに歴史や文化を育んできました。しかし、高度経済成長以降の急激な都市化や無秩序な開発により緑が減少し、かつ残された緑も生活様式や産業構造の変化に伴い放置され荒廃しつつあり、本市の緑は「量の減少」と「質の低下」という二つの問題に直面しています。

都市の緑は、人々の安全で快適な生活環境を維持し、住環境を高める重要な要素です。また、様々な野生動植物にとってもかけがえのない生息・生育場所となっています。そして、利便性や効率性を最優先にする社会から、自然と共に暮らし地球環境に対する負荷を低減し、持続可能な社会を構築していくためには、社会を構成するすべての主体が参加し行動することが求められています。

本市では、まちづくりのビジョン（将来都市像）として「香り豊かな緑の文化都市」を掲げ、まちを愛する多くの人たちによって受け継がれてきた歴史や文化、自然を大切にすることを通じて、自然の香りと文化の薫りを基調とした都市の実現を目指しています。

本計画では、本市とかわりのある様々な人たちがみんなで協働し、貴重な緑の資源を保全し、新たな緑を創出し育むことで、ふるさとの緑を将来の世代に継承することを目指します。

2. 緑の将来像

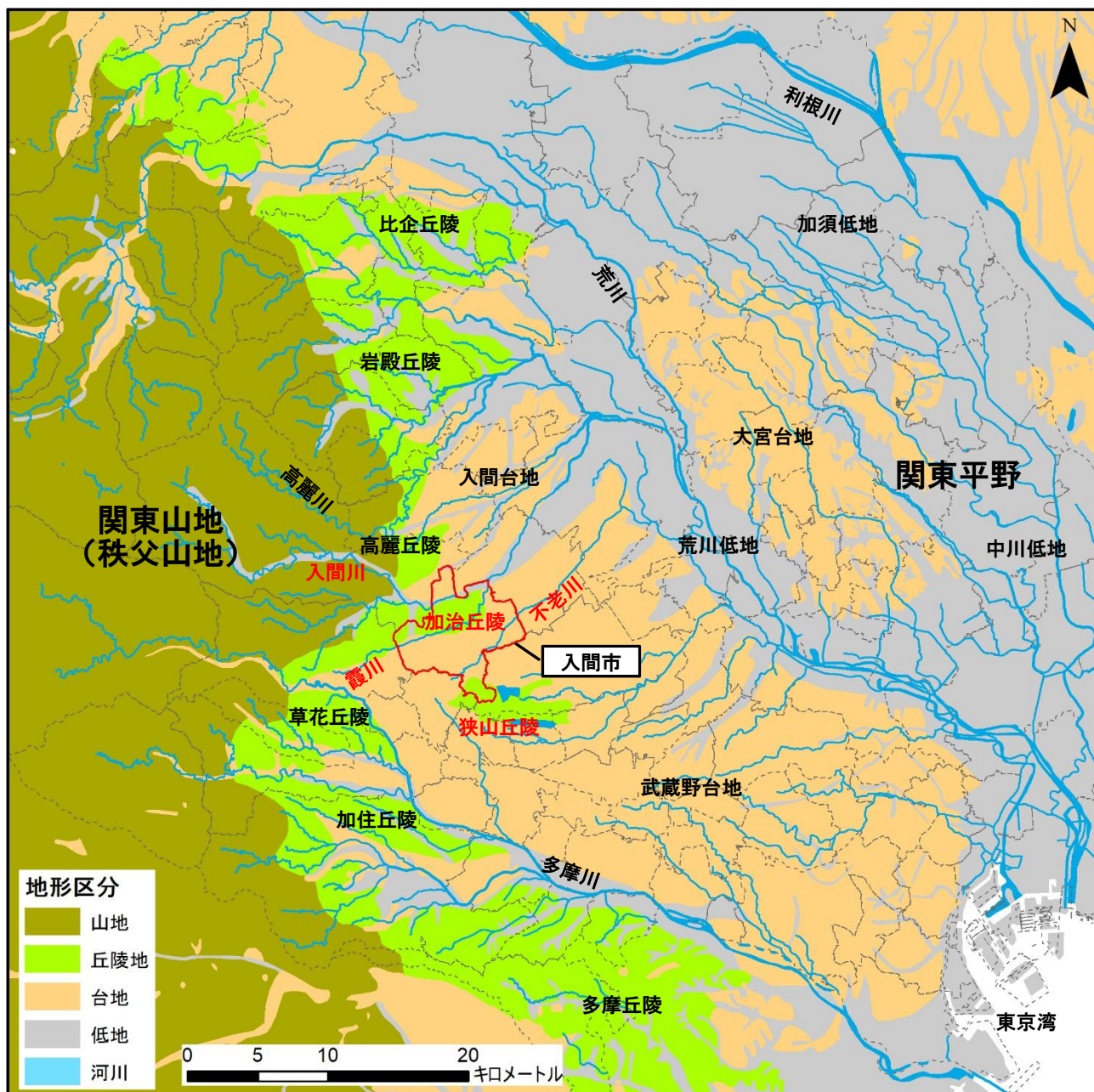
豊かな自然と多様な緑のある入間市に住む私たちは、この自然と緑を守り育て、生活の中に活かしていくことで、緑に包まれた生き生きとした入間市を築いていくことができます。

そこで、旧計画を継承し「自然と共生する緑園都市・いるま」を緑の将来像と定めます。「自然と共生する緑園都市・いるま」の実現に向けて、緑を守り育むことの大切さを市民一人ひとりが理解し、自ら考えて行動し、豊かな緑に包まれた快適な生活を営むことができるまちの形成を目指します。



緑の将来像を実現するためには、広域的な視点から入間市の緑の位置付けを認識したうえで、緑のまちづくりを進めていく必要があります。

本市が位置する県の西部は、秩父山地と関東平野の境界部であり多くの丘陵と台地があります。そのなかの加治丘陵と狭山丘陵が本市の南北に位置しています。また、秩父山地を源流とした入間川は丘陵地や台地の間を流れ、荒川と合流し東京湾へとつながっています。



出典：国土交通省 地形分類図 CC ライセンス表示 2.1 日本 (<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)、データカタログサイト利用規約 (<http://www.data.go.jp/terms-of-use/terms-of-use/>)

国土交通省 国土数値情報（河川、行政区域）をもとに編集・加工

図 2-1 入間市の緑の広域的な位置付け

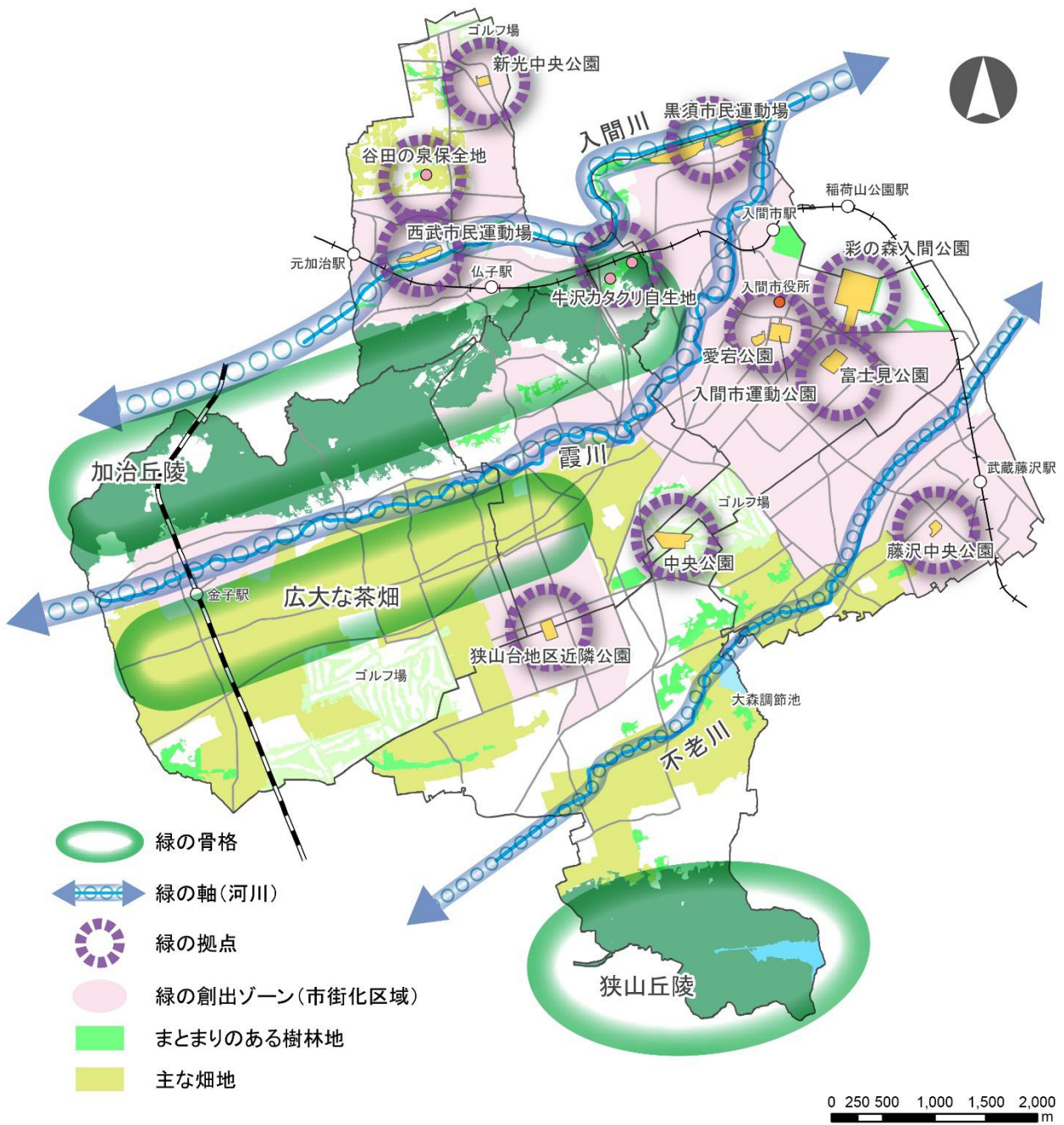


図 2-2 緑の将来像図

3. 計画の基本方針

緑の将来像の実現のため、次の5つの基本方針を定めます。

基本方針1 ふるさと入間の骨格となる緑を守り、育てよう ～緑の保全～

私たちのふるさと入間には、加治丘陵と狭山丘陵、入間川、霞川、不老川の河川、武蔵野台地に広がる茶畑などの緑が東西方向に位置し、本市の自然環境を支える緑の骨格を形成しています。これらの骨格となる緑は、豊かな自然環境を有しており、多くの生き物の生息・生育環境となっているため、自然体験や自然観察の場としても活用されています。また、丘陵地と茶畑は本市を代表する景観で、市民の多くが親しみを感じています。



加治丘陵と茶畑

これらの本市の緑の骨格となる優れた緑を次世代に引き継いでいくために、良好な状態での維持保全に努めていきます。

基本方針2 緑をつなぎ、緑の回廊をつくろう ～緑のネットワーク化～

本市の緑の骨格である丘陵地、河川等は東西方向に帯状に連なっており、緑のネットワークが形成されています。

今後も緑の骨格のネットワーク形成の充実を図るとともに、まちなかの公園や樹林地を街路樹や生垣などでつなげる身近な緑のネットワーク形成にも着目し、緑の回廊づくりに取り組んでいきます。そして、生き物や人が、緑の回廊を行き交うことができる環境づくりを目指します。



入間川

基本方針3 地域の貴重な緑を守り、育てよう ～緑の質の向上～

地域には、平地林や斜面林等の樹林地、大木や古木等の緑が点在し、地域の歴史や文化を伝えるとともに、地域のシンボルになっています。また、市街地の中の農地は農作物の生産の場であるほか、市街地の防災性を高める緑としても重要な役割を担っています。そして、地域には公園や広場、街路樹、学校などの施設の緑もあり、これらの緑が地域の個性となり、日常生活にうるおいや安らぎを与える存在となっています。

地域の緑は地域の貴重な資産となっていることを共有し、緑の保全と育成を推進することで緑の質の向上に努めます。さらに地域での存在価値を高めていくために、これらの緑の活用にも努めていきます。



市民の森

基本方針4 身近な緑をつくり、増やそう ～緑の創出～

市街地の緑は、都市の景観に彩りを与えると同時に、気温を低減する効果によって都市気候を緩和するなど、人々に快適な都市環境を提供してくれます。

そこで、地域で最も身近な緑の一つとして親しまれる街区公園などの整備を進めるとともに、まちの顔となる駅前広場や学校など公共施設の緑化を推進します。また、安全でうるおいのあるまち並みを確保するために、住宅地の生垣化など民間施設の緑化を促進し、新たな緑の創出に努め、緑につつまれた都市空間の形成に取り組んでいきます。



緑のあるまち並み

基本方針5 みんなで緑について考え、行動しよう ～緑の活動の充実～

緑豊かなまちづくりを推進していくには、市のみの取組みでは実現ができません。市民、ボランティア・NPO等の市民団体、事業者など本市の緑に係る方々の理解と協力が不可欠となっています。

そこで、市民・市民団体・事業者の方々が、本市の緑に興味を持ってもらい、理解を深めてもらうことが重要です。そのため、緑に関する情報発信、緑を知るための機会等を積極的につくっていきます。そして、市民・市民団体・事業者が主体的に緑に関する行動が実施できるしくみづくりに努め、パートナーシップによる人と緑が共生するまちづくりを目指します。



植生調査講習会

緑に関する課題

- ①骨格となる緑の保全と活用
丘陵地の保全と活用
広大な農地の保全
- ②緑のネットワーク形成
河川周辺の一帯とした保全
エコロジカルネットワーク形成
- ③地域の緑の保全と活用
公園の管理と活用
平地林・斜面林の保全
市街地の農地の保全と活用
- ④緑の創出
公園の整備
市街地の緑の整備
- ⑤緑の活動の充実
活動参加のしくみづくり
活動場所の広がり



基本理念

みんなで協働し、貴重な緑の資源を保全し、新たな緑を創出し育み、
ふるさとの緑を将来に継承します



緑の将来像

自然と共生する緑園都市・いるま

I 緑の保全

II 緑のネットワーク化

III 緑の質の向上

IV 緑の創出

V 緑の活動の充実



基本方針 1
ふるさと入間の骨格となる緑を守り、育てよう

基本方針 2
緑をつなぎ、緑の回廊をつくろう

基本方針 3
地域の貴重な緑を守り、育てよう

基本方針 4
身近な緑をつくり、増やそう

基本方針 5
みんなで緑について考え、行動しよう

施策の方向

- ・加治丘陵・狭山丘陵の保全
- ・市街化調整区域に広がる農地の保全
- ・河川環境の保全

施策の方向

- ・エコロジカルネットワーク形成の推進
- ・入間の緑を楽しむネットワーク形成の推進と活用

施策の方向

- ・平地林・斜面林の保全
- ・地域のシンボルとなっている樹木の保全
- ・市街地の農地の保全と活用
- ・公園の維持管理・運営の充実
- ・生物多様性の確保に貢献する緑の保全

施策の方向

- ・新たな公園の整備
- ・街路樹等の整備の推進
- ・公共施設緑化の推進
- ・民間施設緑化の促進

施策の方向

- ・緑に関する知識と理解を深める
- ・市民協働のしくみづくり

※施策の方向の下線は重点的に行う施策

4. 計画の目標

緑の将来像の実現にあたり、計画の目標として次に示す4つの指標を設定します。

(1) 緑被率の目標

市街化区域の平成29年度の緑被率は16.6%でした。中間年平成40年度(2028年度)の目標緑被率は17.1%、目標年平成50年度(2038年度)の目標緑被率は17.6%とします。

市街化調整区域の平成29年度の緑被率は71.2%でした。市街化調整区域では現状維持を目標とします。

市全域の平成29年度の緑被率は52.0%でした。中間年平成40年度(2028年度)の目標緑被率は52.2%、目標年平成50年度(2038年度)の目標緑被率は52.4%とします。

表 2-1 緑被率の目標 (区域面積に対する緑被地面積の割合)

	現況値 平成29年度	中間値 平成40年度 (2028年度)	目標値 平成50年度 (2038年度)
市街化区域の 緑被率	16.6%	17.1%	17.6%
市街化調整区域の 緑被率	71.2%	現状維持	現状維持
市全域の 緑被率	52.0%	52.2%	52.4%

(2) 緑地の確保目標

市全域の平成29年度の緑地率は42.9%(約1,917ha)でした。中間年平成40年度(2028年度)の目標緑地率および、目標年平成50年度(2038年度)の目標緑地率は43.0%(約1,922ha)とします。

表 2-2 緑地の確保目標 (区域面積に対する緑地面積の割合)

	現況 平成29年度	中間値 平成40年度 (2028年度)	目標値 平成50年度 (2038年度)
市全域の 緑地率(面積)	42.9%(約1,917ha)	43.0%(約1,922ha)	43.0%(約1,922ha)

(3) 都市公園等の整備目標

市街化区域の平成 29 年度の都市公園等整備面積は 24.4ha でした。目標年平成 50 年度（2038 年度）の目標都市公園等整備面積は 29.9ha とします。

市全域の平成 29 年度の都市公園等整備面積は 192.4ha、一人当り都市公園等面積は 12.9 m²/人でした。目標年平成 50 年度（2038 年度）の目標都市公園等整備面積は 237.9ha、一人当り都市公園等面積は 19.2 m²/人 とします。

表 2-3 都市公園等の整備目標

	現況 平成 29 年度		中間値 平成 40 年度 (2028 年度)		目標値 平成 50 年度 (2038 年度)	
	面積	一人当り面積	面積	一人当り面積	面積	一人当り面積
市街化区域	24.4ha		29.3ha		29.9ha	
市全域	192.4ha	12.9 m ² /人	217.3ha	15.7 m ² /人	237.9ha	19.2 m ² /人

(4) 市街化区域面積に対する公園不足域の割合目標

平成 29 年度における工業専用地域を除く市街化区域の公園不足域は約 30% でした。目標年平成 50 年度（2038 年度）の公園不足域の割合は約 18% とします。

表 2-4 市街化区域における公園不足域の割合目標

	現況 平成 29 年度	中間値 平成 40 年度 (2028 年度)	目標値 平成 50 年度 (2038 年度)
公園不足域の割合 (市街化区域)	約 30%	約 20%	約 18%

表 2-5 緑地の確保目標

単位(ha)

緑地の種類		現況 平成29年度末			中間 平成40年度(2028年度)			目標 平成50年度(2038年度)			
		市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
施設緑地	都市公園	街区公園	7.78	1.25	9.02	9.07	1.25	10.32	10.05	1.25	11.29
		近隣公園	8.99	3.00	11.99	12.37	3.00	15.37	12.37	3.00	15.37
		地区公園	0.00	10.81	10.81	0.00	10.81	10.81	0.00	10.81	10.81
		総合公園	0.00	19.47	19.47	0.00	19.47	19.47	0.00	19.47	19.47
		都市緑地	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	10.00	0.00	20.00	20.00
		小計	16.77	34.52	51.29	21.44	44.52	65.97	22.42	54.52	76.94
	都市公園等 以外の公園	市有地公園	4.73	0.86	5.58	4.93	0.86	5.79	4.93	0.86	5.79
		占用公園	0.15	2.68	2.83	0.15	2.68	2.83	0.15	2.68	2.83
		緑道・遊歩道	0.51	0.52	1.03	0.51	0.52	1.03	0.89	0.52	1.41
		小計	5.39	4.05	9.45	5.60	4.05	9.66	5.98	4.05	10.03
	公園に 準じる 施設	保全緑地	0.00	121.61	121.61	0.00	131.61	131.61	0.00	141.61	141.61
		市民の森	0.00	1.04	1.04	0.00	1.04	1.04	0.00	1.04	1.04
		市民農園	0.38	1.99	2.37	0.38	1.99	2.37	0.38	1.99	2.37
		運動場等(民有地)	0.10	3.97	4.08	0.10	3.97	4.08	0.10	3.97	4.08
		子供広場(公会堂敷地等)	0.26	0.57	0.83	0.26	0.57	0.83	0.26	0.57	0.83
		子供広場等(民有地)	1.49	0.26	1.75	1.49	0.26	1.75	0.74	0.26	1.00
		小計	2.23	129.44	131.67	2.23	139.44	141.67	1.48	149.44	150.92
	計	24.39	168.02	192.41	29.27	188.02	217.29	29.88	208.02	237.90	
	民間施 設緑地	寺社境内地	11.02	30.28	41.31	11.02	30.28	41.31	11.02	30.28	41.31
		ゴルフ場	0.00	205.80	205.80	0.00	205.80	205.80	0.00	205.80	205.80
小計		11.02	236.08	247.11	11.02	236.08	247.11	11.02	236.08	247.11	
施設緑地 計		35.41	404.10	439.51	40.30	424.10	464.40	40.90	444.10	485.01	
地域 制緑地	法	近郊緑地保全区域	0.00	638.00	638.00	0.00	638.00	638.00	0.00	638.00	638.00
		生産緑地地区	21.71	0.00	21.71	21.71	0.00	21.71	21.48	0.00	21.48
		県立自然公園	0.00	207.00	207.00	0.00	207.00	207.00	0.00	207.00	207.00
		農振農用地区域	0.00	734.90	734.90	0.00	734.90	734.90	0.00	734.90	734.90
		保安林区域	0.10	4.96	5.06	0.10	4.96	5.06	0.10	4.96	5.06
		地域森林計画対象民有林	0.01	651.47	651.48	0.01	651.47	651.48	0.01	651.47	651.48
		小計	21.82	2,236.33	2,258.15	21.82	2,236.33	2,258.15	21.59	2,236.33	2,257.92
	条例	保護樹林	3.46	1.04	4.50	3.46	1.04	4.50	3.46	1.04	4.50
		計	25.28	2,237.37	2,262.65	25.28	2,237.37	2,262.65	25.05	2,237.37	2,262.42
	地域制緑地間の重複		-0.00	-653.05	-653.05	-0.00	-653.05	-653.05	-0.00	-653.05	-653.05
地域制緑地 計		25.28	1,584.33	1,609.61	25.28	1,584.33	1,609.61	25.05	1,584.33	1,609.38	
緑地 計		60.69	1,988.43	2,049.12	65.58	2,008.43	2,074.01	65.96	2,028.43	2,094.38	
施設緑地・地域制緑地の重複		-0.41	-131.87	-132.27	-0.41	-151.87	-152.27	-0.41	-171.87	-172.27	
緑地 総計		60.29	1,856.56	1,916.85	65.17	1,856.56	1,921.73	65.55	1,856.56	1,922.11	
○計画対象区域 (ha)		1,568.4	2,900.6	4,469.0	1,568.4	2,900.6	4,469.0	1,568.4	2,900.6	4,469.0	
○計画人口の見通し (人)		—	—	148,592	—	—	138,500	—	—	123,600	
計画 の 目 標 水 準	①緑地の確保目標水準 (%)		—	—	42.89	—	—	43.00	—	—	43.01
	②都市公園等の整備目標水準										
	市民一人当りの都市公園等面積 (㎡/人)				12.9			15.7			19.2
	市民一人当りの都市公園面積 (㎡/人)				3.5			4.8			6.2
	都市公園等面積 (ha)		24.4	168.0	192.4	29.3	188.0	217.3	29.9	208.0	237.9
	都市公園面積 (ha)		16.8	34.5	51.3	21.4	44.5	66.0	22.4	54.5	76.9
③緑化(緑被率)の目標水準 (%)		16.6	71.2	52.0	17.1	現状維持	52.2	17.6	現状維持	52.4	

※人口規模は「入間市人口ビジョン 平成 28 年 3 月」P29 表人口シミュレーションの「a:トレンド」の値を用いています。

※計画の目標水準は小数第 2 位を四捨五入しています。

5. 緑地の機能別配置方針

緑の将来像の実現をめざし、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの視点と、それらを踏まえた総合的な視点から、望ましい緑地の配置方針を次に示します。

(1) 環境保全系統の緑地の配置方針

①都市の緑の骨格となる緑の保全

- 里山の自然を有し、多くの動植物の生息・生育の場となっている加治丘陵と狭山丘陵は、本市の緑の骨格として保全します。
- 入間川、霞川、不老川とこれらの河川周辺に広がる河畔林や段丘崖斜面林は、本市の緑の軸として一帯的に保全します。
- 金子地区を中心に広がる茶畑は、水循環や微気象*緩和などの環境調節機能を有しており、土地所有者と協力して保全に努めます。

②地域の特徴ある優れた自然環境を有する緑地の保全

- 地域には豊かな自然環境を残している平地林や斜面林があり、良好な状況での維持保全に努めます。
- 市指定天然記念物や名勝、社寺林等にある大木や古木は、本市の歴史的風土を後世に伝える緑として、保全に努めます。

③都市環境の維持・改善に役立つ緑地の保全と創出

- 都市公園は快適な生活環境の確保に必要な緑として整備・維持管理を推進します。
- 都市の環境負荷を軽減する働きがある平地林や斜面林のまとまった緑地の保全に努めます。
- 緑陰を形成し、道路の熱環境の改善、大気の浄化効果をもつ街路樹の整備・維持管理を推進します。

④生き物の生息・生育空間のネットワークの形成

- 加治丘陵、狭山丘陵をはじめとした生き物が生息・生育可能な環境を持つ緑地について、良好な環境の維持保全に努めます。
- 優れた自然環境を持つ緑地を市内に広げるために、樹林地の保全とともに、公園・緑地の自然環境の向上を図ることで、生き物が生息・生育できる緑地の点在を図ります。
- 拠点となる緑地を、点在する緑地で有機的につなぎ、健全な生態系の維持と生物多様性の保全に配慮したエコロジカルネットワークの形成を図ります。

(2) レクリエーション系統の緑地の配置方針

①日常的なレクリエーションの場の整備

- 日常のレクリエーションの場として、多くの公園が利用されています。安全・安心して利用できるように公園のリニューアルを推進し、市民ニーズに対応した公園の適正配置に努めます。
- 公園が不足している区域では、計画的に公園整備を推進します。

②多様なレクリエーションの場の創出

- 体験型野外活動レクリエーションや環境学習などの機能を有している、加治丘陵や狭山丘陵の里山、入間川や霞川などの河川、西久保湿地や谷田の泉などの湿地・湧水地などの緑を、それぞれの環境特性を活かした保全・活用に努めます。
- 市民に農作業をとおして土とのふれあいの機会を提供するため、農地を市民農園として活用に努めます。

③レクリエーション空間のネットワーク形成

- レクリエーション機能を有する緑地や公園を遊歩道等で連結しネットワーク化することで、市全域のレクリエーション体系を強化し、さらなる利用増進と効果的な活用の促進に努めます。

(3) 防災系統の緑地の配置方針

①市街地の安全性を高める緑地の保全と整備

- 市街地の安全性を高めるために、公園や広場等のオープンスペースの適切な配置に努めます。
- 市街地の樹林地や農地は延焼遮断効果を有しており、避難場所としても利用が可能であり、これらの緑地の保全に努めます。
- 災害時の避難路の確保のため、幹線道路への街路樹の植栽、接道部の生垣化に努めます。

②避難場所・避難所の緑による安全性の向上

- 避難場所・避難所に指定されている小中学校等の公共施設について、防災機能の向上を図るために、緑化の充実に努めます。

(4) 景観形成系統の緑地の配置方針

①入間市を代表する景観を形成する緑地の保全

- 本市を代表する郷土景観を形成する加治丘陵、狭山丘陵、入間川、広大な茶畑について、外側から眺める景色としての景観と緑の中に入りふれあえる景観の、両面からの保全に努めます。

②地域の風土を形成する緑地の保全

- けやき通りや花みずき通り等の街路樹の整備された緑の道路景観について、良好な景観となるような維持管理に努めます。
- 霞川の桜堤、不老川堤など、地域の河川景観の保全に努めます。
- 地域の景観的シンボルとなっている大木・古木の保全に努めます。

③地域のまち並み景観を形成する緑地の創出

- 市街地の緑豊かなまち並みを形成するため、庁舎や学校など公共施設と住宅地など民間施設の緑化の推進に努めます。
- 都市の玄関口となる駅前広場の緑化を推進し、花と緑にあふれ彩りある駅前の創出に努めます。
- 土地区画整理事業によって新たに形成される市街地では、公園・緑地の適正な配置と施設緑化を推進し、良好な緑の都市景観づくりに努めます。

(5) 総合的な緑地の配置方針

①入間市の骨格となる緑地の保全

- 加治丘陵と狭山丘陵の里山環境、入間川など河川の水辺環境、広大な茶畑の田園環境など、本市の緑の骨格である緑地の保全に努めます。

②緑のネットワークの形成

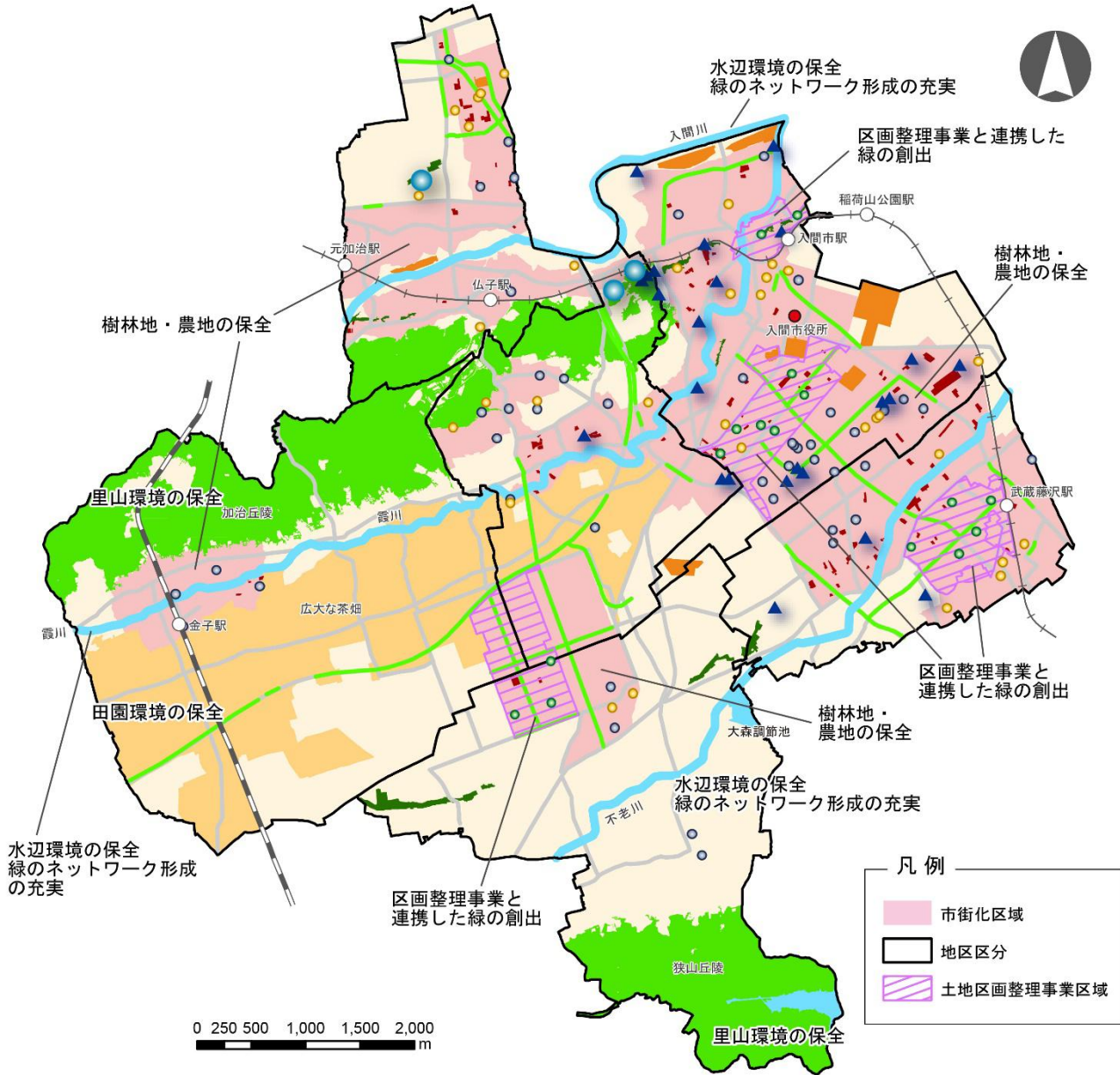
- 緑のネットワークの軸となる河川については、周辺の自然環境を含めた保全と再生に努め、緑のネットワーク形成の充実を図ります。
- 緑の骨格である丘陵地、緑の拠点となる規模の大きい公園や保全地など、本市に点在する特色ある緑を、遊歩道や街路樹のある道路などで結び、緑にふれながら市内を巡ることができる緑の回廊をつくります。
- 生物多様性の保全に配慮したエコロジカルネットワークの形成に努めます。

③地域の特色ある緑地の保全

- 地域に残る平地林や斜面林、大木や古木などは、貴重な緑の資源として保全に努めます。
- 生産緑地等の市街地にある農地は、防災機能や環境保全機能を有しており保全に努めます。

④市街地の緑化の推進

- 街区公園の適正な配置に努め、公園が不足する区域では、計画的に公園整備を進めます。
- 土地区画整理事業地内では、公園や街路樹の整備を行うとともに、生垣などの接道部の緑化も推進します。
- 庁舎や学校などの公共施設の改修や建替えでは、緑化の推進に努めます。



骨格となる緑地	緑のネットワーク形成	地域の緑	市街地緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地 広大な茶畑 	<ul style="list-style-type: none"> 河川 規模の大きい公園 近隣公園・地区公園・総合公園 保全地(谷田の泉・牛沢カタクリ 自生地・牛沢地区ホテルの里) 段丘崖斜面林 街路樹 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 保護樹林 街区公園 市有地公園 生産緑地地区 	<ul style="list-style-type: none"> 計画公園

図 2-3 総合的な緑地の配置図

6. 緑地の制度別方針

(1) 都市公園の整備方針

本市の平成 29 年度末の都市公園面積は 51.29ha、市民一人当りの都市公園面積は 3.45 m²/人となっています。都市公園は年々少しずつ増加していますが、都市公園条例で定めている標準値の 10 m²/人に達していません。

このような状況を踏まえ、都市公園の整備方針を次のように定めます。

① 身近な公園の整備方針

用途地域が工業専用地域を除く市街化区域内では、街区公園・占用公園*・市有地公園（面積 500 m²以上）が半径 250mの範囲、近隣公園では半径 500mの範囲をその公園の誘致範囲として設定します。誘致範囲に入らない区域を街区公園等の身近な公園が不足している区域として、公園が適正に配置されるように計画的な整備を推進します。

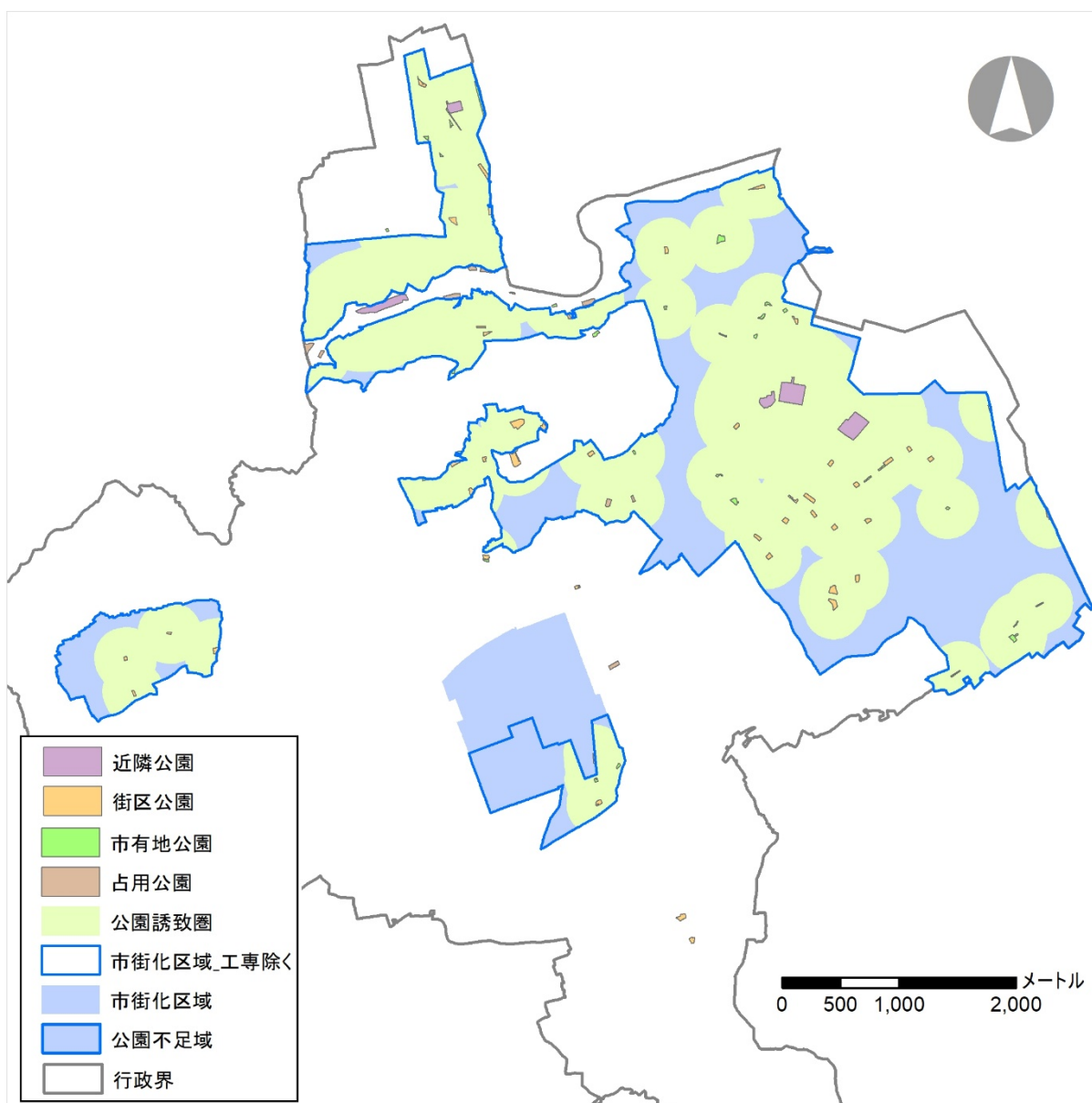


図 2-4 公園の不足域

身近な公園が不足している区域の多くが、土地区画整理事業区域内であり、土地区画整理事業によって新たに公園が整備される計画です。しかし、現在計画されている公園が整備されても、公園の不足域は解消されません。そのような区域では、生産緑地地区や保護樹林等を活用することで、公園の整備を行うこととします。

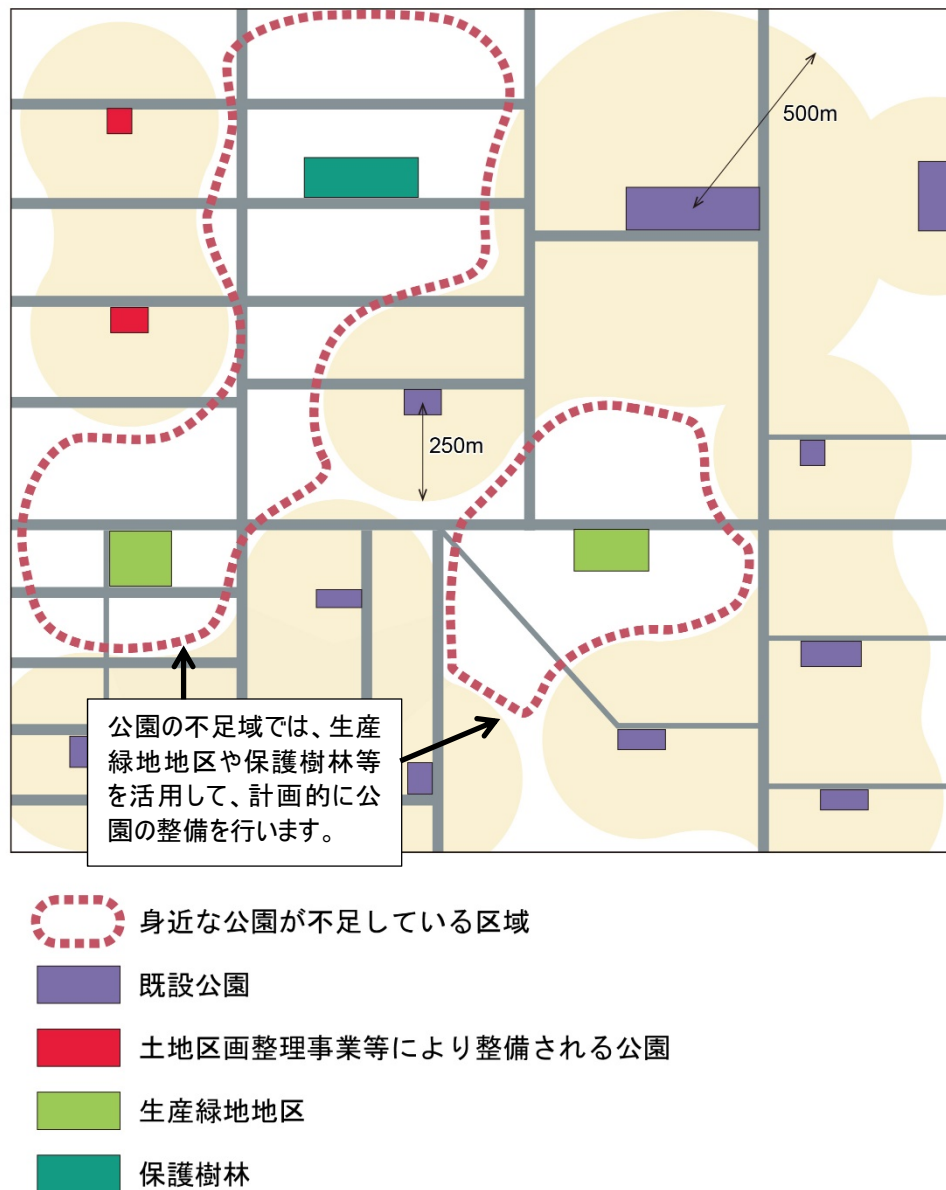


図 2-5 身近な公園の配置方針図

②大規模公園の整備方針

総合公園などの大規模な公園緑地は、多様なレクリエーション活動の場などとして市民に積極的に活用されており、地域の重要な緑の拠点となっています。

●彩の森入間公園（総合公園）

県営彩の森入間公園は、市北東部に位置し、米軍基地跡地を活用した面積 15.0ha の公園です。総合公園として、市内・市外から多くの利用者が集まり、樹林に囲まれた芝生広場やジョギングコースで、散策やスポーツなどに活用されています。

今後も、多様な利活用に対応できるように、県と連携していきます。

●中央公園（総合公園）

中央公園は、市中央部に位置し、テニスコート、野球場、プール等の運動施設を有する公園です。これらの運動施設は整備後約 40 年が経過し、施設の劣化や老朽化が課題となっています。

現在は、運動施設を中心に小規模な修繕等の維持管理を行っています。今後は、市民が安心してスポーツを楽しみ、年齢や体力に応じた運動ができるような公園として、計画的な改修について検討します。

●（仮称）加治丘陵さとやま自然公園（都市緑地）

加治丘陵中央部の面積 110.2ha の区域を「自然環境と調和し、広く市民に親しまれる入間市のシンボリックな自然公園」に位置付けて、加治丘陵さとやま自然公園の整備を進めています。

加治丘陵さとやま自然公園の整備にあたり「（仮称）加治丘陵さとやま自然公園見直し計画（平成 20 年 7 月）」を策定しました。公園の整備方針では、加治丘陵が有する自然環境と既存地形を尊重し、大規模造成工事や新規整備は抑えることとしています。

また、山林の維持管理においては、「（仮称）加治丘陵さとやま自然公園植生管理計画（平成 23 年）」を策定し、「多種・多様な野生生物が、存続し続けていける環境の保全・再生を図るため人間の手により持続的な管理を行う」ことを目的として掲げ、植生の管理を行っています。

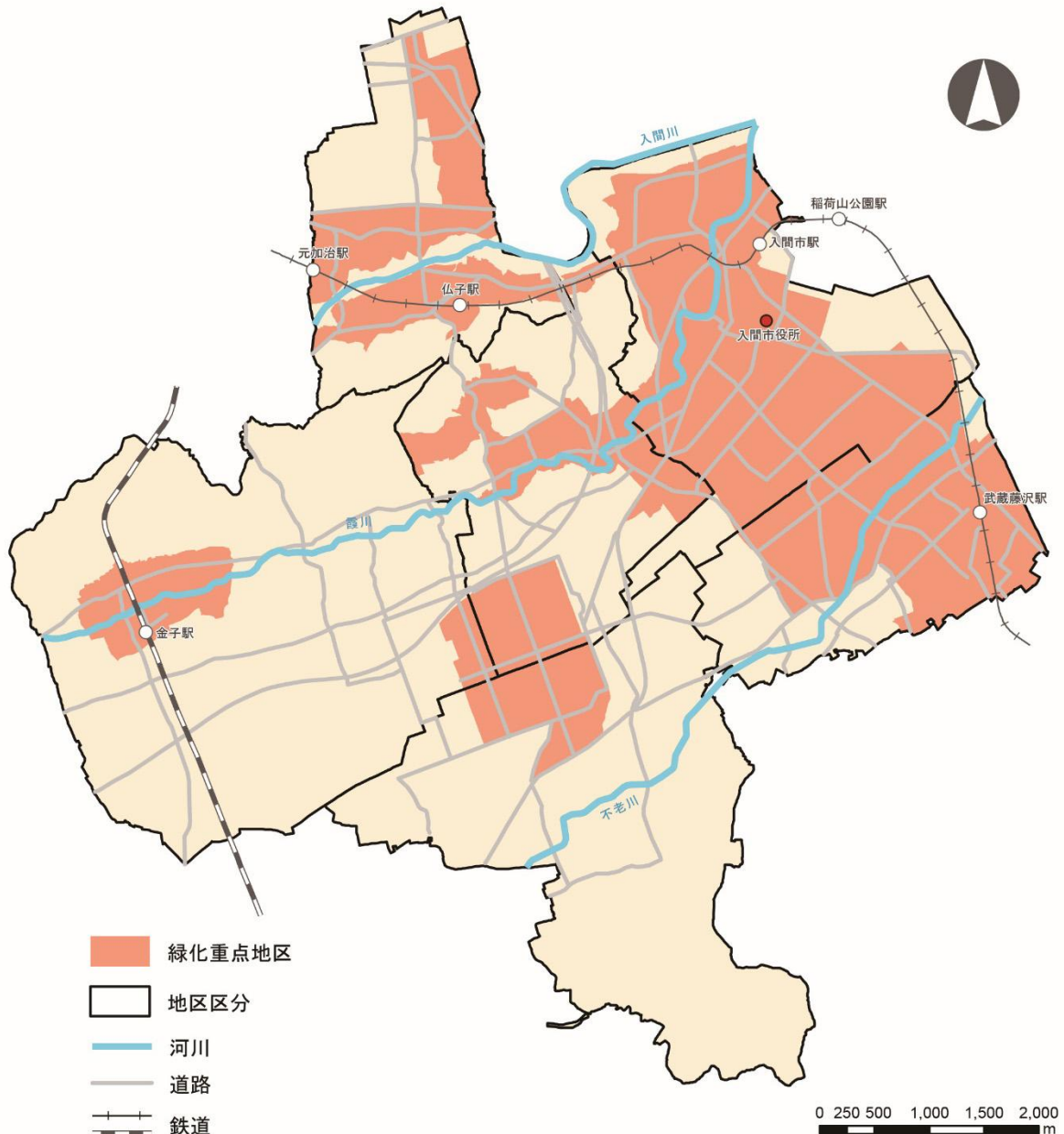
(2) 緑化重点地区*の指定方針

緑化重点地区は、都市緑地法に基づき、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき区域として、緑の基本計画において市が定める地区です。

本市には豊かな自然と緑があり、市全域の緑被率は 52.0%です。緑被を構成する主な緑は、丘陵地や金子地区を中心に広がる茶畑であり、市街化調整区域に集中しています。そのため、市街化調整区域の緑被率 71.2%に対して、市街化区域の緑被率は 16.6%と低い状況です。

本計画の緑の将来像である「自然と共生する緑園都市・いるま」を実現するためには、市民の多くが生活している市街化区域において、身近にふれることのできる緑を増やし、日常生活の中で鳥や昆虫を見ることが出来る環境をつくる必要があります。

そこで、市街化区域全体を緑化重点地区に指定し、市街化区域内の樹林地や農地の保全、公園や街路樹の整備の推進、庁舎や学校など公共施設と住宅地など民間施設の積極的な緑化に努めます。



(3) 特別緑地保全地区の指定方針

①制度の概要

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、良好な自然環境を現状のまま保全しようとするもので、建築物等の建築や木竹の伐採などの一定の行為を行う場合には許可が必要となります。特別緑地保全地区に指定できる緑地の要件は次のものになります。

- ・無秩序な市街化を防ぐ役割を担っている緑地
- ・公害や災害の防止等に必要な遮断地帯、緩衝地帯となる緑地
- ・災害時に避難地帯となる緑地
- ・寺社等の建造物、史跡等と一体となって伝統的・文化的な意義を有する緑地
- ・地域の伝承、風俗慣習と結びついて伝統的・文化的な意義を有する緑地
- ・風致または景観が優れていて、住民の健全な生活環境の確保に必要な緑地
- ・動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要がある、住民の健全な生活環境の確保に必要な緑地

また、行為の許可が受けられないため土地の利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は市に対して土地の買取りを申し出ることができ、市はその土地を買い入れることとなります。なお、土地所有者は税制等の優遇措置を受けることができます。

②指定方針

入間川、霞川、不老川沿いの段丘崖斜面林は、多くの湧水や希少植物が見られるなど貴重な緑地となっています。また、河川沿いに帯状に連なっており、生き物の移動経路としても重要な役割を担っています。このような重要な緑地を確実に保全する必要があることから、特別緑地保全地区の候補地として、指定に向けた検討を行います。

指定においては、以下の事項に留意して検討するものとします。

- ・市街化区域内または市街化区域の周辺に位置し、開発による消失の可能性が高い
- ・湧水があり、湧水地特有の生態系を形成している
- ・希少動植物の生息・生育場所となっている
- ・帯状に連続し、生き物の移動や繁殖の場所となっている
- ・周辺の住環境と調和しており、景観が優れている

(4) 生産緑地地区の指定方針

①制度の概要

生産緑地地区制度は、公害または災害の防止や農林漁業と調和した都市環境の保全に効用がある市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的としています。そして、将来的に公共施設用地として利用が可能で、一定規模以上の面積があり、農業の継続が可能なものを生産緑地地区に指定しています。

生産緑地地区に指定されると、農地として利用することで税制の特例が受けられますが、指定後 30 年間は営農が義務づけられます。また、指定後 30 年経過もしくは農業の主たる従事者が死亡等して農業の継続が不可能となった場合は、市に対して買取り申出を行うことができます。市は、買い取らない場合には、この生産緑地で農業を希望する者が取得できるように斡旋します。その後、希望者がおらず譲渡が成立しなかった場合は、生産緑地地区の指定が解除されます。

本市では、平成 29 年度末で 92 箇所・約 22ha の生産緑地地区が指定されていますが、相続の発生等により営農ができなくなり解除され、年々減少傾向となっています。

なお、生産緑地法は平成 29 年に「面積要件の引き下げ」、「建築規制の緩和」、「買取り申出期間の 10 年間延長（特定生産緑地制度*）」などの改正が行われました。

②指定方針

都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画*により、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「保全すべきもの」へと転換されました。都市農地は、都市環境の保全、景観の形成、都市の安全性向上、土とのふれあいの機会の提供など、都市の緑として重要な機能を有していることを踏まえて、都市農地の保全・活用を進めることが必要です。

- ・指定後 30 年を経過する生産緑地地区については、所有者の意向に配慮しながら、営農を継続すべきものは特定生産緑地への指定を進めます。

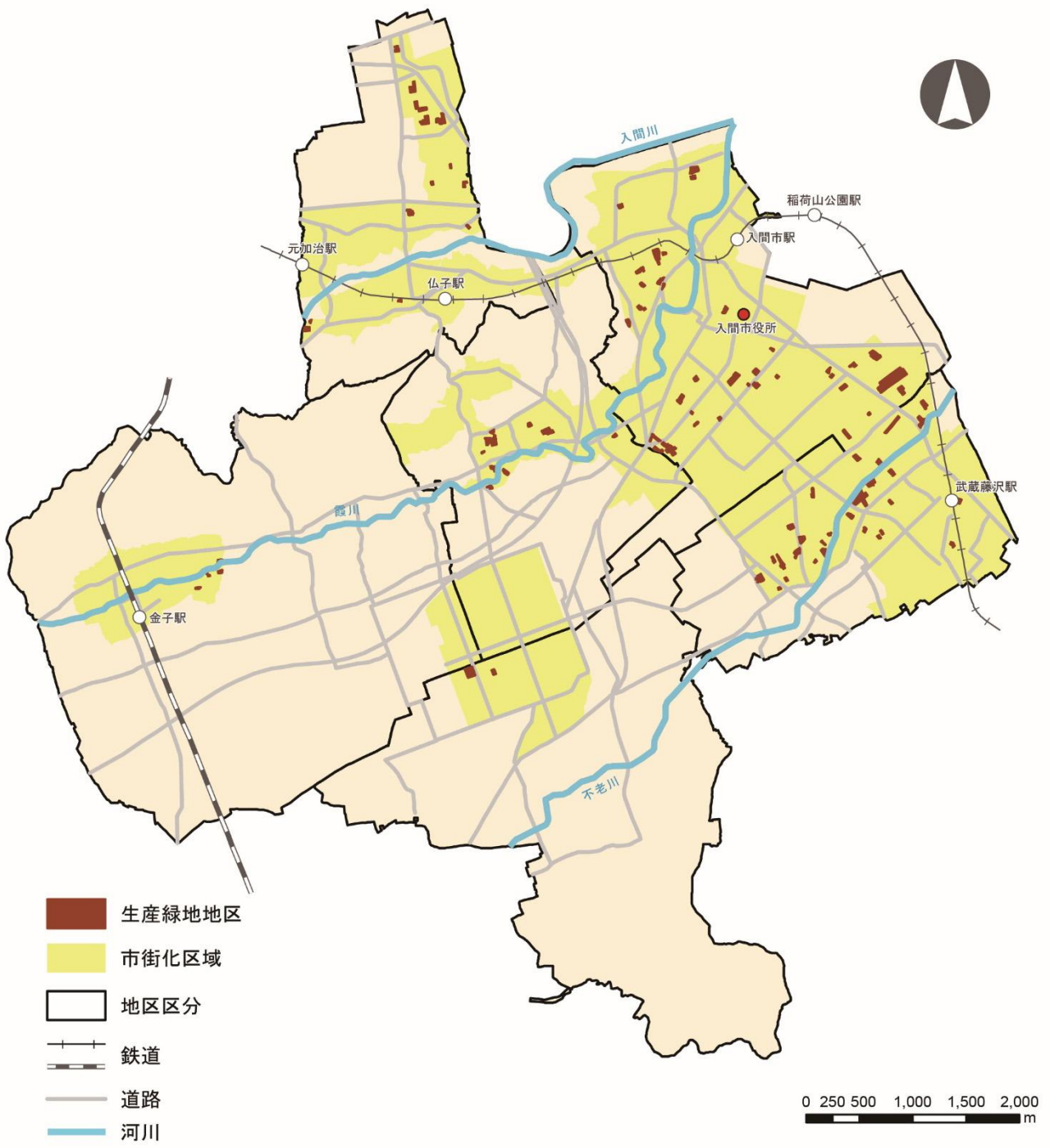


図 2-7 生産緑地地区の分布図